

会 員 各 位

一般社団法人 表 面 技 術 協 会
会 長 高 橋 英 明

一般社団法人表面技術協会の設立（移行）について

本会は、2010 年 12 月 27 日付けで一般社団法人の移行認定を受け、本日（2011 年 1 月 4 日）非営利型「一般社団法人表面技術協会」の設立登記を行いました。

ご承知のとおり、本会は、「金属材料表面に関する学理および技術の進歩普及を図り、もって学術・産業の発展に貢献する」ことを目的に、1950 年文部省の認可により「社団法人金属表面技術協会」として設立されました。1989 年には、金属表面の科学・技術に関して培った確固たる蓄積を基礎として、本会はその名称から「金属」を除いて「社団法人表面技術協会」と名称を変更し、昨年（2010 年）創立 60 周年を迎えたところです。

一般社団法人への移行にあたり、材料表面分野における学術団体としての 60 年にわたる歴史と成果とを礎に、21 世紀の表面技術の揺るぎない基盤の拡充に貢献するとともに、国際的にも存在感のある協会を目指して、下記の事業を推進して参ります。

会員各位のご支援ご指導を宜しくお願い申し上げます。

記

設立登記にともない、第 61 回通常総会でご承認をいただきました新定款が発効し、一般社団法人としての運営が開始されます。新定款第 4 条に記載の事業は、以下のとおりです。

- 1) 研究発表会及び学術講演会、学術集会の開催
- 2) 講習会（セミナー）、見学会、シンポジウム、研修会等の開催
- 3) 会誌、論文集、研究報告、資料その他の刊行
- 4) 調査研究及びその援助、奨励
- 5) 研究開発、技術開発、試験研究及びその援助、奨励
- 6) 工業基準の制定、支援、助言
- 7) 論文、技術の業績の表彰
- 8) 学術資料、技術資料、文献の所蔵、公開
- 9) 展示会その他による広報
- 10) 国内外の関連学術団体等との協力及び連携
- 11) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業